

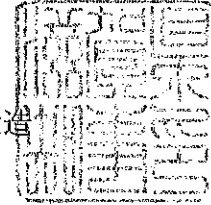


滋 医 政 第 5 8 4 号

令和 5 年 (2023 年) 6 月 1 2 日

滋賀県医療審議会会長 様

滋賀県知事 三日月 大造



滋賀県保健医療計画の改定について (諮問)

このことについて、医療法第 30 条の 6 第 2 項の規定に基づき、滋賀県保健医療計画 (滋賀県医師確保計画および滋賀県外来医療計画を含む) を改定することについて、貴審議会の意見を求めます。